

第20回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成21年6月30日(火)9:40～
議事堂 601特別委員会室

1 座長及び副座長の選出

2 今後の進め方について

添付資料

資料1	議員提出条例に係る検証検討会 運営要綱
資料2	議員提出条例に係る検証検討会 委員名簿
資料3	検証対象条例一覧

議員提出条例に係る検証検討会 運営要綱

(趣旨)

第1条 社会情勢の変化等を勘案し、議員提出条例について検証を行うため、三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）第14条第1項の規定により設置された『議員提出条例に係る検証検討会（以下「条例検証検討会」という。）』の所掌事項、組織、運営等については、この要綱の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 条例検証検討会は、議員提出条例の検証に関する事項を調査・検討し、必要があると認めるときは条例改正を行うものとする。

(検討会の組織)

第3条 条例検証検討会は、委員15名以内で組織する。
2 委員は、県議会議員のうちから県議会議長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、対象条例の検証又は改正の終了までの間とする。

(座長及び副座長)

第5条 条例検証検討会に、座長1人及び副座長1人を置く。
2 座長及び副座長は、委員の互選により選出する。
3 座長は、条例検証検討会の会務を総理する。
4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 条例検証検討会は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。ただし、委員の指名後最初に開かれる会議は、県議会議長が招集する。
2 条例検証検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
3 前項の場合においては、座長は、委員として議決に加わることができない。
4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、条例検証検討会への出席又は資料の提出若しくは調査を求めることができる。

(事務)

第7条 条例検証検討会の事務は、県議会事務局企画法務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、条例検証検討会に関し必要な事項は、三重県議会基本条例第14条第2項の規定により県議会議長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月30日から施行する。

議員提出条例に係る検証検討会 委員名簿

平成 21 年 6 月 30 日

会 派 名	委 員 名
新政みえ	杉 本 熊 野 中 村 勝 大 野 秀 郎 西 塚 宗 郎
自民みらい	服 部 富 男 中 森 博 文 岩 田 隆 嘉 中 川 正 美
日本共産党三重県議団	真 弓 俊 郎
公明党	今 井 智 広

検証対象条例一覧

(第1回検討会(H20.6.30)決定)

	条 例 名	施行日	検証の進捗
1	三重県行政に係る基本的な計画について 議会が議決すべきことを定める条例 (平成十三年三重県条例第四十七号)	H13. 4. 1	未
2	議会の議決すべき事件以外の契約等の透 明性を高めるための条例 (平成十三年三重県条例第四十八号)	H13. 4. 1	未
3	三重県リサイクル製品利用推進条例 (平成十三年三重県条例第四十六号)	H13.10. 1	H21.1.30検証済
4	県の出資法人への関わり方の基本的事項 を定める条例 (平成十四年三重県条例第四十一号)	H14.10. 1	未
5	三重県公益認定等審議会及び県が所管す る公益信託に関する条例 (平成十四年三重県条例第四十二号) (旧：県が所管する公益法人及び公益信託に関す る条例(平成二十年三重県条例第二十七号により 題名改正))	H14.10. 1	未
6	三重県における補助金等の基本的な在り 方等に関する条例 (平成十五年三重県条例第三十一号)	H15. 4. 1	H21.5.20検証済
7	子どもを虐待から守る条例 (平成十六年三重県条例第三十九号)	H16. 4. 1	未